

善通寺市立図書館 除籍基準

次の各項のいずれかに該当する図書は除籍の対象とする。

○一般規準

- ・形態的にはまだ使用に耐えうるが、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。
- ・新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。
- ・改訂、新版または同種の資料の入手により、代替可能となったもの。
- ・汚損・破損が甚だしく補修・製本等をするよりも買い替える方が、経済的と認められるもの。
- ・利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。

○亡失した資料

- ・利用者が天災・盗難等の不可抗力の事情により回収不可能なもの。
- ・貸出資料のうち転居先不明等により督促調査の結果、3年間回収が不可能であり、かつ今後の回収の見込みが全くないと認められるもの。

○蔵書点検で不明な資料

- ・曝書、月末整理等で行う図書点検で、同一図書が3年以上不明のもの。

《 廃棄(除籍)の対象としない図書 》

次の図書は原則として廃棄の対象としない。

1 年鑑 2 白書 3 郷土資料 4 貴重書